

# 地方拠点都市地域

## 制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等
地方拠点都市地域	<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (制定年月日) 平成4年6月5日公布 法律第76号 (目的) 地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p>	<p>都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域のうち、地方の発展の拠点となるべき地域であって次の要件に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度集中地域及びその周辺の地域以外の地域</li> <li>2 地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域</li> <li>3 自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域</li> <li>4 その地域の整備を図ることが地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域</li> </ol> <p>[福山地方拠点都市地域 平成5年広島県告示第491号、平成17年4月28日広島県告示第624号、平成20年3月17日広島県告示第243号区域追加] [呉地方拠点都市地域 平成6年広島県告示第841号]</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方行財政上の特例（地方自治法の特例、地方債の特例・配慮、拠点地区に設置される産業業務施設、教養文化施設等に係る不均一課税に伴う減収補てん措置）</li> <li>2 都市計画上の特例（拠点整備促進区域制度、拠点整備土地区画整理事業制度、開発許可の特例、都市開発資金の拡充）</li> <li>3 地方住宅供給公社法の特例</li> <li>4 税制上の特例（拠点地区に設置される産業業務施設・教養文化施設等に係る地方税の特例）</li> <li>5 その他、公共施設の整備や住宅・住宅地の供給の促進、地域の電気通信の高度化への配慮、資金の確保、農地転用への配慮等、監視区域の指定、産業業務施設の立地の適正化への配慮等</li> </ol>

## 県内地方拠点都市地域の概要

地方拠点都市地域名	福山地方拠点都市地域	呉地方拠点都市地域
指 定 年 月 日	平成5年4月28日	平成6年9月9日
基本計画承認年月日	平成5年10月12日 平成9年3月24日（変更承認） 平成11年10月14日（変更承認） 平成18年3月24日（変更承認） 平成20年3月27日（変更承認）	平成7年5月26日 平成17年3月23日（変更承認） 平成19年3月30日（変更承認）
アクションプログラム作成	平成6年5月	平成9年1月
中 心 市	福 山 市	呉 市
総人口（令和2年）	629,755人	236,522人
総面積（令和6年）	998.36 km <sup>2</sup>	452.69km <sup>2</sup>
拠 点 地 区 数	6地区（平成9年3月24日変更）	7地区
拠点地区全体面積	550ha	351ha

- (注) 1 人口は、令和2年国勢調査  
2 面積は、令和6年国土地理院調

(地域政策局 都市圏魅力づくり推進課)